

- (3) 特例法施行規則第4条第1項による住所変更等の届出（代理人に係るものを除きます。）と登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限ります。）又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をする者と登録名義人又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であって、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができます（例施規4(2)）。
- (4) 代理人により手続するときは、代理権を証明する書面の添付が必要です（例施規5の2(1)）。
この場合、包括委任状を援用して証明することができます（例施規6(1)）。
なお、特許庁に係属中の出願の代理人である場合は、当該出願の代理人である旨を記載することにより、代理権を証明する書面の提出を省略することができます（例施規4(2)の手続を除く）。
- (5) (1)の届出書面の作成要領は、次のとおりです。

a 氏名（名称）変更届

例施規様式第2（第4条関係）

<p>氏 名 （ 名 称 ） 変 更 届</p> <p style="text-align: right;">（平成 年 月 日）</p>	
<p>特許庁長官 殿</p>	
<p>1 氏名（名称）を変更した者</p> <p style="padding-left: 20px;">識別番号</p> <p style="padding-left: 20px;">住所又は居所</p> <p style="padding-left: 20px;">旧氏名又は旧名称</p> <p style="padding-left: 20px;">新氏名又は新名称</p>	<p style="text-align: right;">㊟ 又は 識別ラベル</p>
<p>2 代理人</p> <p style="padding-left: 20px;">識別番号</p> <p style="padding-left: 20px;">住所又は居所</p> <p style="padding-left: 20px;">氏名又は名称</p>	<p style="text-align: right;">㊟ 又は 識別ラベル</p>

〔備 考〕

- 1 「氏名又は名称」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 2 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

- 3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 4 印を押すときは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはるときは印は不要とする。ただし、備考6に該当するときは、識別ラベルをはる場合であっても印を省略することはできない。
- 5 代理人によるときは本人の印及び識別ラベル（本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄並びに印及び識別ラベル）は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
- 6 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
 - イ 表題を「氏名（名称）変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請）」とし、第4条第1項の届出と仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「氏名（名称）変更届及び仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書（特例法施行規則第4条第2項の規定による届出及び申請）」とする。
 - ロ 様式中2を3項繰り下げ、「1 氏名（名称）を変更した者」の欄を「4 氏名（名称）を変更した者及び申請人」とし、「新氏名（名称）」を「氏名（名称）」とし、「旧氏名（名称）」の欄は設けるには及ばない。
 - ハ 「特許庁長官 殿」の次に、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許（登録）番号」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許（登録）番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号（特許（登録）番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」、「2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用（仮通常）実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧して記載する。

ホ 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。

7 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9、13及び16から19までと同様とする。

b 住所（居所）変更届

例施規様式第3（第4条関係）

住所（居所）変更届	
	（平成 年 月 日）
特許庁長官 殿	
1 住所（居所）を変更した者	
識別番号	
旧住所又は旧居所	
郵便番号	
新住所又は新居所	
氏名又は名称	㊦ 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	㊦ 又は <input type="text" value="識別ラベル"/>

〔備考〕

1 第4条第2項の規定により届出と申請を一の書面とする場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35条）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の届出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。